

「税」を身近に感じていただけるような情報をお届けしていきたいと思っております！

「勘定あって銭足らず」～消費税二ケタ時代の新たな備え～

「勘定あって銭足らず」、利益は出ているけれども資金繰りに追われることがままあります。そのようにならないためには、資金計画を立て、資金ショートが起こらないようにすることが大切です。

「勘定あって銭足らず」の典型例を簡単な簿記で見ていくことにしましょう。

①A商品2個を80円で掛け仕入した。

(借方)商品 80 (貸方)買掛金 80

②A商品2個を100円で掛け売上した。

(借方)売掛金 100 (貸方)商品 80
--- 商品販売益 20

③売掛金を回収した。

(借方)現預金 100 (貸方)売掛金 100

④買掛金を支払った。

(借方)買掛金 80 (貸方)現預金 80

①→④の順番通り、この金額で取引が終われば最終的には20円の現金が手元に残ります。しかし、④が③の先に来たり、②で商品が1つしか売れなかったりした場合には利益は出るが資金がない、状態に陥ります。

これらを少し専門的に表現すると、「資金の回収と支払のタイミングのワナ」、「不良在庫等による資金凍結のワナ」、「価格設

定のワナ」、です。

売上が1000万円を超えると、上記に「消費税納税のワナ」が加わります。消費税10%時代には、経費の種類等の状況によっては思わぬ納税額に資金繰りが行き詰る、ことが発生します。経営者は日々の記帳を通じて、決算後にどれだけの消費税を納税するのかを常に意識することが重要です。



相続・贈与特集

前号に引き続き「遺言の勧め」から、具体的な遺言書の作り方について解説します。

2. 遺言書の作り方

少し難しい言葉ですが、遺言には「要式性」が要求されます。つまり、民法の定める方式に従って作成された遺言書のみに有効です。遺言書が無効となった場合は、遺言はなかったものとして財産は法定相続分に従って相続されることになります。ご注意ください！！

このこと(要式性)を踏まえて、遺言書の種類を説明しましょう。普通の遺言書は、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。一般的なものは、公正証書遺言と自筆証書遺言ですが、お勧めなのは「公正証書遺言」です。その主な理由は、

- ① 家庭裁判所での検認がいらぬ。
- ② 専門家に依頼すれば、公証役場とのやりとりも全部行ってもらえるため、文面を自分で考えたり、必要書類を集めたりしなくて良いため、簡単に安全で確実な遺言の作成ができる。
- ③ 原本が公証役場に保存されるため、遺言書がなくなったり、書き換えられたり、破られたりする危険がない。

等々です。尚、公証役場での手数料、立会人を外部に依頼する場合の費用が発生します。

今回の確定申告時期に感じたこと

所得税確定申告は3月17日、個人事業の消費税確定申告は3月31日で終了しました。今回の確定申告を通じて感じたことを何点かご紹介いたします。

1. 税務署の無料申告相談が縮小

我が国は申告納税制度を採用しているため、申告書は自分で作成するのが原則。なので、原則に立ち返っているわけですが、いままで無料相談で申告書を書いてもらっていた方々は大変だったでしょう。税務署内の申告会場では3～4時間待ちもザラだった様子。

2. 消費税でびっくり

基準期間の課税売上高(原則として2年前の売上高)が1000万円以上の事業者はその納税額の多さに驚かれた様子。その計算の仕組みから利益がなくても消費税は発生することが多いのです。

3. 税理士に依頼するのであれば早い方が得

3月以降も多くの方がご来所、ご相談に訪れました。時間的にお引き受けできない状況でしたので、多くのご依頼をお断りすることになってしまいました。また、お引き受けしたなかでも、一年間の記帳が全くされていない場合には、その分の料金も発生してしまいます。同じ料金を払っていただくのなら早い時期にお引き受けしたかった、というのが本音です。申告期限ぎりぎりでは節税の手段も限られます。



税理士という立場だからこそ見えてくること

税理士の仕事は、関与先の代理人として税法上の利益を保護する事、税務書類を作成する事、相続、贈与、事業経営の相談に応ずる事などです。

これらの仕事を通じて、いろいろな種類の業種、地域社会、家族関係等を知ることになります。この結果、企業(事業)を横並びで見ることが出来ます。また、家族関係を横並びで見することも出来ます。どのように経営するとうまくいくのか、どのように相続、生前贈与計画を立てると円満にいくのか、についての知識や経験が日々の仕事を通じて蓄積されていきます。これらは、税理士の中では「オフィスナレッジ(事務所の知恵)」といわれ、関与先にご指導

をする際に大切な「ノウハウ」となります。税理士が関与先にサービスを提供する際の「秘伝のたれ」といっても良いでしょう。税理士としての経験の深さが試される場面でもあります。

経営者をご自分の事業の強み、弱みが意外とわかっていないことが多々あります。税理士は関与先を横並びで見ている(比較できる)ので、客観的な経営助言ができる立場にいます。守秘義務を持ち出すまでもなく、関与先情報を直接的に提供することは万が一にも有り得ませんが、自社を同業者と比較するという観点で税理士から経営指導を仰ぐことも必要かもしれませんね。

平成26年4月～6月の税務

◆平成26年4月の税務◆

【地方税】

- ・固定資産課税台帳の縦覧期間(縦覧期間:4月1日から4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
- ・公益法人等の都道府県民税及び市町村民税に係る均等割の免除申請(条例による)
- ・自動車税、軽自動車税の賦課期日(4月1日)

◆平成26年5月の税務◆

【国税】

- ・所得税の確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
- ・3月決算法人の確定申告(法人税、消費税等)

【地方税】

- ・3月決算法人の確定申告(法人事業税、法人住民税)

◆平成26年6月の税務◆

【国税】

- ・所得税の予定納税額の通知



●● なかよしの木



宜野座村の58号線沿いに一方の木がもう一方の木を守るように寄り添って立つ2本の木。以前の台風で護岸が崩れこの2本の木がどうなるか心配していましたが、最近修復工事が終わったようで、元の元気な姿を取り戻し安心しました。無事で本当によかったです！お近くをお通りの際はぜひ見てみてください。今も変わらず仲良しです。(N.H.)

わたなべ税理士事務所

沖縄県名護市宮里 1-28-11

TEL:0980-43-0901

FAX:0980-43-0902

営業:9時～19時(水9～12時)

日曜祝定休

URL: tax-okinawa.com

発行:2014年4月16日 vol.02